

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>1 アメリカ合衆国（グアム及び北マリアナ諸島を除く。）へ輸出するかきの生果実（以下「米国向けかき」という。）について、米国向けかきの生産者（以下「生産者」という。）、選果技術員（病害虫寄生果の<u>識別</u>及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う者をいう。以下同じ。）及び選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫及び選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検査を齊一に実施することをもって我が国からの米国向けかきの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2～第8 （略）</p> <p>第9 輸出検査</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 輸出検査の結果行う措置</p> <p>ア 米国向けかきの輸出検査条件に適合すると認められた場合 下記の追記を行った合格証明書（規則第18号様式（ロ））を交付するものとする。</p> <p><u>The consignment was grown, packed, and inspected and found to be free of pests in accordance with the requirements authorized under 7 CFR 319.56-4.</u></p> <p>イ （略）</p> <p>第10 （略）</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>1 アメリカ合衆国（グアム及び北マリアナ諸島を除く。）へ輸出するかきの生果実（以下「米国向けかき」という。）について、米国向けかきの生産者（以下「生産者」という。）、選果技術員（病害虫寄生果の<u>選別</u>及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う者をいう。以下同じ。）及び選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫及び選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検査を齊一に実施することをもって我が国からの米国向けかきの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2～第8 （略）</p> <p>第9 輸出検査</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 輸出検査の結果行う措置</p> <p>ア 米国向けかきの輸出検査条件に適合すると認められた場合 下記の追記を行った合格証明書（規則第18号様式（ロ））を交付するものとする。</p> <p><u>This is to certify that the fruit in the consignment were grown, packed, and inspected and found to be free of pests in accordance with the requirements of 7 CFR 319.56-79</u></p> <p>イ （略）</p> <p>第10 （略）</p>

別表2

生産地域毎の検査生産園地数

申請園地数	検査抽出園地数	申請園地数	検査抽出園地数
(略)	(略)	(略)	(略)
22～23	21	70～74	40
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2

生産地域毎の検査生産園地数

申請園地数	検査抽出園地数	申請園地数	検査抽出園地数
(略)	(略)	(略)	(略)
22	21	70～74	40
(略)	(略)	(略)	(略)